　　様式第3条(第14条関係)

勤務条件通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日  　　　　　　　　　　　様  （所在地）　楢葉町大字上小塙字小山６－２  （任命権者）双葉地方水道企業団  企業長 | |
| 任用根拠 | 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号） |
| 任用期間 | 年　月　日から　　　年　月　日まで  （うち　　　　年　月　日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。）  １　同一会計年度内における任期の更新の有無（　有　・　無　）  ２　任期の更新は、任期満了時の業務量、従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績を考慮した上で行います。 |
| 再度の任用 | 選考等を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して５年を超えたとしても、無期の任用への転換はできません。） |
| 就業の場所 |  |
| 従事すべき  業務の内容 |  |
| 始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項 | １　始業・終業の時刻等  （１）始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分）  （２）交替制（変形労働時間制）として、次の勤務時間の組み合わせによる。  始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分）  始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分）  始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分）  始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分）  ２　休憩時間（　　　　）分  ３　時間外勤務の有無（　有　（原則として行わないが、漏水・災害等の突発的な勤務が発生した場合には要請をする場合がある）・　無　）  ４　休日勤務の有無（　有　（原則として行わないが、漏水・災害等の突発的な勤務が発生した場合には要請をする場合がある）・　無　）  ○詳細は、「双葉地方水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」  に規定 |
| 勤務しない日 | ・週休日（毎週　土、日　曜日）  ・国民の祝日に関する法律による休日  ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）  ・その他（　休日の代休日　）  ○詳細は、「双葉地方水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」  に規定 |
| 休　　　暇 | １　年次休暇  　６か月経過時に　　日（年次休暇付与の要件を満たす場合）  　　特に必要があると認められるときには、時間単位で取得することができます。  ２　その他の休暇  （１）有給（公民権行使、官公署出頭、現住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚、忌引、夏季休暇）  （２）無給（産前、産後、保育時間、子の看護、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄等ドナー）  ○詳細は、「双葉地方水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」  に規定 |

|  |  |
| --- | --- |
| 給　　　与 | １　給料の額　月額（　　　　　　　　 円）  ○詳細は、「双葉地方水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程」  に規定  ２　諸手当の額又は計算方法  （１）期末手当（計算方法：給料月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じた額）  （２）勤勉手当（計算方法：給料月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じた額）  （３）通勤手当　　　　　１５，９００円  （４）特殊勤務手当  ○詳細は、「双葉地方水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程」  に規定  ３　時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当等の割増率  （１）時間外勤務  　月60時間以内　25％〜35％（午後10時から翌日の午前5時までは50％〜60％）  　　　　　月60時間超　　50％（午後10時から翌日の午前5時までは75％）  （２）休日勤務　　　　　35％（午後10時から翌日の午前5時までは60％）  （３）夜間勤務　　　　　25％  ○詳細は、「双葉地方水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程」  に規定  ４　支払日  （１）給料　　　　　　　　　毎月21日（当月分）  （２）期末手当、勤勉手当　　6月30日、12月10日  （３）（２）以外の手当　　　翌月21日（末日締め）  ５　支払方法（指定口座への振込） |
| 退職手当 | （　無　）  　ただし、フルタイム会計年度任用職員の場合、　　　年　　月　　日以降も引き続き勤務する場合は、退職手当の受給資格を得ます。  ○詳細は、「福島県市町村職員の一般職の職員の退職手当支給条例」に規定 |
| 退職に関する事項 | １　任用期間が満了した場合には当然に退職します。  ２　自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出て下さい。退職の発令をもって退職  します。）  ３　免職の事由及び手続  （１）分限免職（地方公務員法第28条第1項）  　　次の場合のいずれかに該当するときは、「双葉地方水道企業団職員の分限に関する条例  」の定めるところにより、免職される場合があります。  ①人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合  ②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合  ③①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合  ④職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合  （２）懲戒免職（同法第29条第1項)  　　次の場合のいずれかに該当するときは、「双葉地方水道企業団職員の懲戒の手続及び  効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。   1. 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違　　　　反した場合 2. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 3. 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合   ４　定年制（　無　）  ５　その他の離職事由  　・死亡した場合  　・地方公務員法第16条各号（第２号を除く。）のいずれかに該当する場合 |

|  |  |
| --- | --- |
| 服　　　務 | 任期中、以下の義務を負います。  （１）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)  （２）信用失墜行為の禁止（同法第33条）  （３）秘密を守る義務（同法第34条）  （４）職務に専念する義務（同法第35条）  （５）政治的行為の制限（同法第36条）  （６）争議行為等の禁止（同法第37条）  （７）営利企業への従事等の制限（同法第38条） |
| そ　の　他 | １　社会保険に関する事項  （　厚生年金・協会けんぽ・地方公務員共済組合・加入なし　）  （ただし、フルタイム会計年度任用職員の場合、　　年　　月　　日以降も引き続き  勤務する場合は、地方公務員共済組合に加入します。）  ２　雇用保険に関する事項  （　有　・　無　）  （ただし、フルタイム会計年度任用職員の場合、　　年　　月　　日以降も引き続き  勤務する場合は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。）  ３　災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項  公務上の傷病については、地方公務員災害補償基金又は労働者災害補償保険法により  補償されます。  　　業務外の傷病については、加入する社会保険により傷病手当金等が支給されます。  ４　安全及び衛生に関する事項  健康診断及びホールボディカウンター（年度に１回）  ５　休職に関する事項  　　次の場合のいずれかに該当するときは、「双葉地方水道企業団職員の分限の手続及び  効果に関する分限に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります。  （地方公務員法第28条第2項）  　・心身の故障のため、長期の休養を要する場合  　・刑事事件に関し起訴された場合  ６　その他  　　公務のため旅行した際の費用については「双葉地方水道企業団職員等の旅費に関する  規程」の定めるところにより、旅費を支給します。 |